

みんなの ちょこっと相談

パートには健康診断などの福利厚生はないの？

パートタイムやアルバイトなどの非正規雇用だから健康診断を受けられないという訳ではありません。ただし、法律で健康診断を義務付けられている労働者には条件があり、条件を満たさない労働者については会社の規定によります。

健康診断を受けられる条件

会社は、週の労働時間が正社員の3/4以上で1年以上働く予定がある労働者に対しては雇用形態に関わらず健康診断を受けさせる義務があります。

あなたは週30時間働いていますね。あなたの働いている会社の正社員の所定労働時間が週40時間以下で、1年以上雇用契約が続くのであれば、パートでも健康診断の対象となります。

まずは、就業規則で所定労働時間や健康診断についての規定や労働契約の内容を確かめましょう。

働く時間や期間で福利厚生が違う

パートタイム等の非正規労働者は健康診断のほか、法律で規定される保険（雇用保険・健康保険・厚生年金保険）の加入や年次有給休暇・育児介護休業等の取得などの福利厚生の面で正社員との待遇が違う場合があります。これらの違いは、労働時間や労働日数や雇用期間によって決まることが多いのです。例えば、雇用保険は週20時間以上で

パートタイムで週5日、1日6時間、働いています。会社から「パートは年1回の健康診断は対象外だから受けられない」と言われましたが、知人はパートでも受けているそうです。会社によって違うのでしょうか？



31日以上雇用される場合は加入となります。

年次有給休暇の取得日数については、週4日以下で週30時間未満の労働時間であれば、正社員の付与日数より少なくなります。

育児介護休業は、雇用期間が大きく影響します。

そのほか法律で規定されない社員食堂や休憩室の利用、作業着の支給など会社独自の福利厚生もあります。自分の働き方では、どんな福利厚生が対象となるかを知って有効に利用しましょう。

会社に説明してもらいましょう

会社がパートタイムを雇い入れるときや契約を更新するときには、以下のことがらを説明することがパートタイム労働法で定められています。

- ・賃金制度はどうなっているのか
- ・どのような教育訓練や福利厚生施設の利用の機会があるか
- ・どのような正社員転換措置があるか

また、会社はパートタイム労働者からの相談に応じなければなりません。「相談窓口」を文書で知らせることが義務付けられています。わからないことがあった場合に相談できる窓口を知つていれば安心ですから担当者を知っておくとよいでしょう。

回答者：西野 智子

（当財団職員・労働問題アドバイザー・社労士）

column【コラム】 「自分でもストレスチェックができます」

健康診断に関する情報です。ストレスチェック制度が2015年12月に施行され、50人以上の労働者がいる会社は、年に1回のストレスチェックをすることが義務付けられました。

ストレスチェック制度の目的の1つは、メンタル

不調者を見つけることではなくセルフケアを促すことです。本人が自分自身のストレス状態を把握するきっかけにすることです。会社で受けられない場合は、自分でチェックしましょう。

厚生労働省HP「5分でできる職場のストレスチェック」<https://kokoro.mhlw.go.jp/check/>

豊中市HP「豊中市 こころの体温計」

https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kenko/kenko_hokeneisei/kokoronaionkei.html